

竜ヶ崎第二高等学校の部活動に係る活動方針

令和5年3月
茨城県立竜ヶ崎第二高等学校

はじめに

現在、部活動の取り組み方について全国的に議論がされる中、スポーツ庁において「運動部活動の地域移行に関する検討会議」（令和4年6月6日）、また、文化庁においては「文化部活動の地域移行に関する検討会議」（令和4年8月9日）より提言が示されたことを踏まえ、茨城県教育委員会から「茨城県部活動の運営方針」の改訂が提示されました。

これに則り、県立学校では、令和5年3月1日を目的に「学校の部活動に係る活動方針」を改訂すると同時に、生徒、保護者及び地域の関係機関への周知期間を経て、学校としての活動方針について令和5年4月1日からの運用開始の指示がありましたので、本校の部活動に係る運営方針を以下の様に提示いたします。

茨城県部活動の運営方針（改訂版・令和4年12月）抜粋

令和4年5月に取りまとめられた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～」において、地域移行に重点を置いた部活動改革の推進と、これまでの県運営方針に定められた活動時間等の遵守や見直しの徹底が求められたことを踏まえ、令和元年に策定した「県部活動の運営方針」を改訂。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を目指す。

<参考> 「本運営方針（改訂版）」詳細については、茨城県教育委員会HPに掲載されています。

茨城県教育委員会HP <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/index.html>

茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）のポイントについて（動画） <https://youtu.be/5-3I1kcZdK8>

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

（1）適切な休養日の設定

- 原則週あたり2日以上休養日を設ける（原則、平日・休日（土・日）各1日以上）。
- 大会等への参加により休日に連続して活動した場合、休養日を他の休日に振替える。

（2）学校単位

- 1日あたりの活動時間の上限は、平日2時間、休日4時間とし、週計12時間とする。
- 長期休業中は、1週間程度の休養期間を設ける。
- 定期考査前の1週間は原則休養日とする。
- 朝の活動は原則行わない。
- 参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるよう設定する。

2 適切な運営のための体制整備

（1）望ましい運営体制の構築

- 部活動は生徒の自主性・自発的な参加による活動であり、加入は任意である。

- 部活動の企画・運営が生徒の主体的なものになるよう、可能な限り生徒が自ら活動計画を立案・運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求める運営体制を構築する。
- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、学校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連・高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。
- 学校長は、部顧問の決定に当たり、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員等の配置状況を勘案しながら、可能な限り加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- 学校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等を行い、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。
- 勝利至上主義に傾倒した過剰な長時間活動や体罰・暴言・ハラスメント等の、顧問等による不適切な指導や部員間でのいじめ等を根絶する。そのために学校長は必要な指導や研修を行う。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。
- 運動部顧問は、計画的に休養日を設定し、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培い、それぞれの目標を達成できるよう指導する。
- 学校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。体育館設置の熱中症計や、暑さ指数(WBGT)が 31°C 以上の場合、屋外の活動を原則として行わない。

- 学校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- 学校長は、「県運営方針」に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定する。
- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、学校長に提出する。

年間の活動計画	平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等
毎月の活動計画	活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
毎月の活動実績	

- 学校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。
- 学校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を管理・徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 学校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、地域での活動も含めて様々な活動を経験できるようにする。
- 学校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう、工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

- 生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、休日の部活動を段階的に地域移行する。
- 学校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。
- 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- 学校長は、生徒及び教員数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。
- 学校長及び部顧問は、休養日の振替を徹底する。
 - ・ 休日に練習試合や大会等で活動した場合、休養日を他の休日に振替える。
 - ・ 休日に大会等への参加により連続して活動した場合、休養日を他の休日に振替える。
 - ・ 学校長の判断により、公式大会等を控えた2週間前からの休日に連続して活動を行う特例の場合、複数顧問交代による単独指導を徹底した上で、大会後の休日に休養日を振替える。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

- 部が関係する各団体等の大会等の運営について、競技団体や保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけて、教員によらない体制を構築するよう努める。

以上のことについて学校長監督の下、管理を徹底し、必要に応じて是正指導を行い、適切な運用を行う。